

別紙 1

仕様書

1 件名

菊川浄水場機械警備業務

2 目的

浄水施設の安全及び業務の円滑な運営を確保するため、浄水施設への不法侵入、破壊活動等を未然に防ぐことを目的として、機械警備を実施する。

3 実施場所

所 在 地 下関市菊川町大字田部 6 5 1 番地

警備対象施設 菊川浄水場（別図 1、2 のとおり。）

4 契約期間等

（1）契約期間 契約締結日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで

（2）準備期間 契約締結日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

（3）履行期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで

（4）そ の 他 長期継続契約とするため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該契約経費について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。また、それによる損害を受託者が受けた場合であっても、損害の賠償を委託者に請求することはできないものとする。

5 実施内容

受託者が実施する内容は、次のとおりとする。

（1）機械装置調達、設置及び管理業務

ア 受託者は、警備業務に必要な機械装置を調達及び設置しなければならない。この場合において、調達及び設置に要する経費は、全て受託者の負担とする。ただし、委託者が現に設置している機械装置を使用できると認める場合はこの限りでない。

イ 受託者は、侵入の恐れがある箇所に赤外線感知等による警報機を設置しなければならない。

ウ 設置する警報器は、警備対象施設において発生した異常事態を受託者の基地局に自動的に送信する機能を保有すること。ただし、監視装置については、委託者の電話回線を使用するものとする。

エ 受託者は、機械警備が正常に行えるよう適宜点検を行うものとし、機械装置が円滑に作動できるよう管理しなければならない。

オ 受託者は、故障等の不具合により機械装置の修理・交換を行う際は、委託者に対し事前通知を行い、受託者の負担により行うものとする。

(2) 警備業務

ア 警備時間は、委託者の指示により、機械警備をしないこととなる時間以外の全ての時間。

イ 警報機器又は監視装置が侵入異常を感知した場合は、監視装置により受託者の基地局に異常信号を送信し、基地局にて信号受信後、直ちに、警備員を警備対象施設に派遣させなければならない。

ウ 警備対象施設に到着した警備員は、異常事態を確認後、警備本部にその状況を連絡し、必要に応じ警察等へ通報するとともに、委託者へ連絡しなければならない。

6 提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、機械警備計画書を委託者に提出しなければならない。

(2) 受託者は、月ごとの業務の成果について、報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(3) 報告書のほか委託者が随時に指示する書類、資料等についても作成し、委託者に提出しなければならない。

7 緊急連絡体制表の提供

(1) 委託者は、契約締結後、緊急連絡体制表を受託者に提供する。

(2) 緊急連絡体制に変更がある都度、受託者に提供する。

8 変更の届出

(1) 受託者の名称、代表者、所在地、基地局の電話番号又は警備員に変更が生じたときは、直ちに委託者に届け出なければならない。

9 鍵の預託

- (1) 警備実施に必要な鍵は、委託者受託者相互に預託し、それぞれが厳重に保管使用するものとする。
- (2) 委託者が受託者に対象施設の門扉の鍵と施設建物の鍵をそれぞれ2本ずつ貸与する。
- (3) 受託者は委託者に機械装置用の鍵を12本貸与する。

1.0 費用負担

- (1) 履行期間の開始日である令和7年6月1日までに機械装置の設置が間に合わない場合において、警備に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 契約期間満了又は契約解除により、機械装置の撤去が発生した場合は、原則、原状回復することとし、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

1.1 業務引継

- (1) 準備期間中に業務全般について、現在本業務を実施している警備会社と十分に調整を行い、引継ぎを受けることとし、警備に空白期間が発生しないようにすること。
- (2) 契約期間が満了する場合又は契約が解除された場合は、遅滞なく本業務に関する事項を委託者の指定する者に引き継ぎすること。
- (3) 準備期間における引継ぎに係る経費等は、全て受託者の負担とする。

1.2 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上